

賃上げ環境の整備を支援する補助金のご案内

- 長野県では、**生産性向上に資する設備投資や人材育成等を行い、積極的に賃上げに取り組む中小企業事業者に対し、持続可能な賃上げに向けた環境づくりを支援**します。
- 併せて、令和7年の長野県地域別最低賃金の引上げが過去最大であることに加え、長野県最低賃金の発効までの期間が比較的短期間だったことを鑑み、**国「業務改善助成金」の申請ができなかった中小企業事業者に対し、国と県による従前と同様の支援**を行います。

賃上げ環境整備促進補助金（基本型）

賃金水準の向上のための、積極的な賃金引き上げを支援します

対象となる中小企業事業者	主な条件	支援内容
事業場内最低賃金が 1,170円以上1,500円未満 ①	事業場内最低賃金を 30円以上引き上げる とともに、 生産性向上に資する設備投資や人材育成等を実施	設備投資などに要した経費 に対する補助 ・ 補助率：3 / 4 ※1 ・ 補助対象経費上限額：最大800万円
事業場内最低賃金が 1,112円以上1,170円未満 ②		設備投資などに要した経費 に対する補助 ・ 補助率：9 / 10 ※2 ・ 補助対象経費上限額：最大800万円 なお、引上げ「後」の事業場内最低賃金が「 1,170円 」以上の場合、補助対象経費上限額を一律「 2割 」引上げ（2割引上げ後の補助対象経費上限額：最大960万円）

※1 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証等企業については、補助率を4 / 5とします。

※2 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証等企業については、自己負担をゼロ（補助対象経費上限額の10 / 10）とします。

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）

国・県の支援により、最低賃金の引き上げを支援します

対象となる中小企業事業者	主な条件	支援内容
「業務改善助成金」受給※1 （事業場内最低賃金が 1,061円以上1,111円未満 ③ ）	事業場内最低賃金を 30円以上引き上げる とともに、 生産性向上に資する設備投資や人材育成等を実施	設備投資などに要した経費 に対する補助 ・ 補助率：9 / 10（国・県の支援併用）※2、3 ・ 補助対象経費上限額：最大800万円 なお、引上げ「後」の事業場内最低賃金が「 1,170円 」以上の場合、補助対象経費上限額を一律「 2割 」引上げ（2割引上げ後の補助対象事業費上限額：最大960万円）

※1 令和7年度「業務改善助成金」第3期の募集開始時期は未定です。

※2 業務改善助成金の支給を受けた事業者に対して県が上乘せ補助することで、国・県の支援により、補助率が9 / 10となります。

※3 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証等企業については、自己負担をゼロ（補助対象経費上限額の10 / 10）とします。

中小企業賃上げ・生産性向上補助金（経過措置分）

国「業務改善助成金」の申請が間に合わなかった中小企業事業者を支援します

対象となる中小企業事業者	主な条件	支援内容
R7.10.2までに、事業場内最低賃金を 1,061円以上 に引上げ※1 （国「業務改善助成金」未申請） ④	事業場内最低賃金を 30円以上 引き上げるとともに、 生産性向上に資する設備投資や人材育成等を実施	設備投資などに要した経費 に対する補助 ・補助率（引上げ前の事業場内最低賃金の額で異なります） 1,000円未満：33／40※2 1,000円以上：44／50※2 ・補助対象事業費上限額：最大800万円（県が単独で補助）

※1 長野県最低賃金答申（令和7年8月7日）から10月2日までの間に最低賃金を30円以上引き上げた中小企業事業者に限ります。

※2 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証等企業については、引上げ前の事業場内最低賃金が1,000円未満の場合は36/40、1,000円以上の場合は48/50。

賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）

人材育成にも取り組む中小企業事業者を支援します

対象となる中小企業事業者	主な条件	支援内容											
上記①、②、③いずれかの補助金を申請している事業者 ⑤	生産性向上に資する人材育成事業を実施	自社の従業員に対して実施する 研修等の人材育成事業に要する費用 に対する補助 ・補助率：10／10 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">補助対象経費上限額（最大）</th></tr> <tr> <th>宣言企業※1</th><th>認証等企業※2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①の事業者</td><td>22万円</td><td>24万円</td></tr> <tr> <td>②または③の事業者</td><td>27万円</td><td>30万円</td></tr> </tbody> </table>		補助対象経費上限額（最大）		宣言企業※1	認証等企業※2	①の事業者	22万円	24万円	②または③の事業者	27万円	30万円
	補助対象経費上限額（最大）												
	宣言企業※1	認証等企業※2											
①の事業者	22万円	24万円											
②または③の事業者	27万円	30万円											

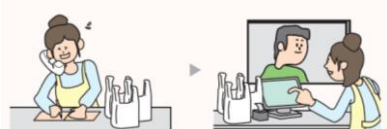
※1 「社員の子育て応援宣言」及び「パートナーシップ構築宣言」の宣言を行っている企業の場合

※2 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証等企業の場合

補助金の活用例（厚生労働省「生産性向上のヒント集（令和6年3月作成）」から抜粋）

例：テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化

[テイクアウト受注用予約サイトの導入]



例：農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上

[農業自動散布機などを運搬するローコンバアの導入]



例：バキュームクレーンの導入による作業負担の軽減、作業時間の短縮

[物を吸着させて運ぶバキュームクレーンの導入]



例：従業員向けの勉強会・講習会によるスキルアップ支援

[外部講師による従業員向けの講習会実施等]



事業場内最低賃金別の活用可能な補助金

賃上げ環境整備促進補助金（基本型）

中小企業賃上げ・生産性向上型補助金
(業務改善助成金と乗せ補助)

中小企業賃上げ・生産性向上型補助金 (経過措置分)

引上げ「前」の場内最賃が「1,170円以上1,500円未満」の中小企業等も支援

場内最賃が「1,112円以上1,170円未満」の中小企業等が「30円」以上引上げ

場内最賃「1,112円未満」の中小企業等が「30円」以上引上げ

R7.10.2までに場内最賃を「1,061円」以上に引き上げたが、国「業務改善助成金」を申請する余裕がなかった中小企業等

(政府目標)
1,500円

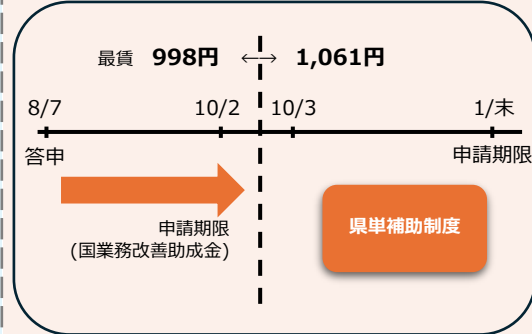
(R7県設定値)
1,170円

1,112円
1,111円
(国助成金対象範囲)

(最賃：R7.10.3～)
1,061円

(最賃：～R7.10.2)
998円

引上げ「後」の場内最賃が「R7県設定値」以上の場合、補助対象経費上限額を一律「2割」増 ※②③のみ



賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）

生産性向上に向けて人材育成に取り組む中小企業等に対する追加支援

場内最賃をR7.10.2までに「1,061円以上」に引き上げた中小企業等を県が独自に支援

各コース別の補助対象経費上限額と補助金の活用例

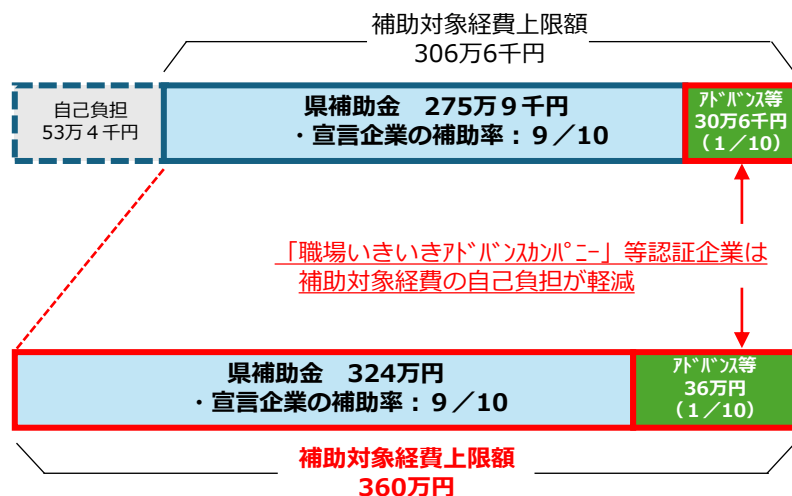
コース	引上げ人数	補助対象経費上限額 (円)	補助対象経費上限額 (円) ※県設定値実現の場合
30円	1人	800,000	960,000
	2～3人	1,200,000	1,440,000
	4～6人	1,333,000	1,599,000
	7～9人	1,600,000	1,920,000
	10人以上	1,733,000	2,079,000
45円	1人	1,066,000	1,279,000
	2～3人	1,466,000	1,759,000
	4～6人	1,866,000	2,239,000
	7～9人	2,133,000	2,559,000
	10人以上	2,400,000	2,880,000
60円	1人	1,466,000	1,759,000
	2～3人	2,133,000	2,559,000
	4～6人	2,533,000	3,039,000
	7～9人	3,066,000	3,679,000
	10人以上	4,000,000	4,800,000
90円	1人	2,266,000	2,719,000
	2～3人	3,200,000	3,840,000
	4～6人	3,866,000	4,639,000
	7～9人	6,000,000	7,200,000
	10人以上	8,000,000	9,600,000

【「賃上げ環境整備促進補助金（基本型）」②の場合】

(例) 設備投資等の総事業費：360万円

従業員10名のうち、事業場内最低賃金で働く7名の時給を65円引上げ

⇒ 「60円コース・引上げ人数7人」に該当
補助対象経費上限額：306万6千円

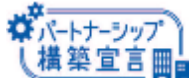


⇒ 引き上げ「後」の事業場内最低賃金が県設定値1,170円以上の場合、補助対象経費上限額2割増へ

申請に必要な各種宣言・補助金が加算される各種認証等

県の補助金を申請するに当たっては、**必須となる各種宣言を行っていただく必要があります。**
また、働きやすい職場づくりに取り組む**各種認証・認定を取得・登録することで、さらに補助金が加算されます。**

【必須要件】（申請に当たって、**必ず行う必要**があります）

① 社員の子育て応援宣言（県制度） 企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭との両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」の取組を宣言する制度 	② パートナーシップ構築宣言（国制度） 企業規模の大小に関わらず発注者の立場で親事業者と下請け事業者の望ましい取引慣行の遵守など、取引方針を宣言する制度 
--	---

【加算要件】（各種認証・認定の取得・登録により、**補助金が加算**されます）

① 職場いきいきアトバンカンパニー（県制度） 若者育成や多様な人材活用、女性・若者など誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組む企業に対する県の認証制度 	② くるみん（国制度） 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業に対して、厚生労働大臣が認定する「子育てサポート企業」の認定制度 
③ えるぼし（国制度） 女性活躍推進法に基づき、一定の基準を満たした企業に対して厚生労働省が認定する「女性の活躍促進の取組が優良である企業」の認定制度 	④ ユースエール（国制度） 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度 

主な注意事項

県の補助金の申請に当たっては、**以下の注意事項を必ずご確認ください。**

※詳細は各補助金の「交付要綱」のほか、「申請マニュアル」をご確認ください。

【補助対象となる事業者について】

- ◆長野県内に事業場がある中小企業事業者であること
- ◆交付申請書提出の前日までに業績悪化や事業再編など事業主都合による労働者の解雇や勧奨等による退職者がいないこと
- ◆交付申請書提出の前日までに賃金額の改定や労働時間の短縮等により労働者が受け取る賃金額を引き下げていないこと
- ◆国「業務改善助成金」など同種の補助金を同年度内に受給していないこと
- ◆長野県税に未納の徴収金がないこと など

【交付申請内容等について】

- ◆賃金引き上げの対象となる労働者が6か月以上継続雇用されていること
- ◆交付決定前に設備投資等の事業に着手していないこと
※いかなる理由であっても**交付決定前の事前着手は認められません**
- ◆事業内容が令和8年2月28日までに完了するものであること など

申請書等の提出先及びお問合せ先

【申請書等の提出先・審査に関すること】

長野県賃上げ・業務改善支援センター（Bizサポ）
（受付時間：平日9時30分～17時30分）
◆電話：050-3666-0729
◆電子メール：ADE.JP.naganobizsapo@jp.adecco.com

【補助金全般に関すること】

長野県 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
◆電話：026-235-7201
◆電子メール：koyotai@pref.nagano.lg.jp

【補助金交付要綱、申請書、申請マニュアル等】

県公式ウェブサイトの各補助金ページからダウンロードしてご確認ください。

（長野県公式ウェブサイト ホーム > 仕事・産業・観光 > 労働・雇用 > 賃上げ > 賃上げ環境整備支援事業）
（<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/tinnage/tinnageshienjigyou.html>）



【賃上げ環境整備助成金（人材育成助成型）に関すること】

長野県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成支援係
◆電話：026-235-7202
◆電子メール：jinzai2@pref.nagano.lg.jp